

令和6年門真市議会第1回定例会



議 案 書

門 真 市

第1回定例会付議事件目次

		ページ
第1	報告第1号 専決処分の報告について ……………	1
第2	承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度門真市一般会計補正予算（第8号）について） ……	3
第3	承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度門真市一般会計補正予算（第9号）について） ……	11
第4	議案第1号 門真市クリーンセンターごみ焼却施設等基幹的設備改良工事及び包括管理運営事業基幹的設備改良工事請負契約の一部変更について ……………	30
第5	議案第2号 門真市立市民公益活動支援センターの指定管理者の指定について ……………	32
第6	議案第3号 門真市東部大阪都市計画地区計画（門真市駅前地区）の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について ……………	33
第7	議案第4号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について ……	37
第8	議案第5号 門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について ……………	40
第9	議案第6号 門真市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について ……………	45
第10	議案第7号 門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について ……………	48
第11	議案第8号 門真市手数料条例の一部改正について ……………	50
第12	議案第9号 門真市手数料条例等の一部改正について ……………	55
第13	議案第10号 門真市手数料条例及び門真市建築基準法施行条例の一部改正について ……………	60
第14	議案第11号 門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について ……………	65

第15	議案第12号	門真市国民健康保険条例の一部改正について	68
第16	議案第13号	門真市空家等対策協議会条例の一部改正について	74
第17	議案第14号	門真市建築基準法施行条例の一部改正について	76
第18	議案第15号	門真市建築物等の適正管理に関する条例の一部改正について	79
第19	議案第16号	門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について	81
第20	議案第17号	門真市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	87
第21	議案第18号	門真市水道条例の一部改正について	89
第22	議案第19号	令和5年度門真市一般会計補正予算（第10号）	91
第23	議案第20号	令和5年度門真市水道事業会計補正予算（第2号）	121
第24	議案第21号	令和5年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	126
第25	議案第22号	令和6年度門真市一般会計予算	〔別冊1〕
第26	議案第23号	令和6年度門真市国民健康保険事業特別会計予算	〔別冊2〕
第27	議案第24号	令和6年度門真市都市開発資金特別会計予算	〔別冊2〕
第28	議案第25号	令和6年度門真市後期高齢者医療事業特別会計予算	〔別冊2〕
第29	議案第26号	令和6年度門真市介護保険事業特別会計予算	〔別冊2〕
第30	議案第27号	令和6年度門真市水道事業会計予算	〔別冊3〕
第31	議案第28号	令和6年度門真市公共下水道事業会計予算	〔別冊3〕

報告第 1 号

専決処分の報告について

和解又は損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月26日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

番号	和解日又は損害賠償額の決定日	損害賠償額	相手方
1	令和５年１月24日	68,200円	[redacted]
2	令和５年９月23日	274,340円	[redacted] [redacted]
3	令和５年10月30日	246,800円	[redacted] [redacted]
4	令和５年11月27日	149,754円	[redacted] [redacted] [redacted]
5	令和５年11月27日	116,841円	[redacted] [redacted] [redacted]

参考資料

番号	事故関係 部署	事故発生年月日	事故の区分	事 故 内 容
1	クリーン センター 施設課	令和4年10月6日	ごみ収集 事故（物 損事故）	持込みごみの搬出作業中、相手方自動車 のヒンジハンドルを誤って粗大 ごみピットに投下し、処分したもの
2	クリーン センター 業務課	令和5年7月27日	交通事故 （物損事 故）	本町地区でごみを収集中、前方から 進入してきた対向車を避けるため収 集車を駐車場内に後退したところ、 駐車中の相手方自動車右側前部に接 触し、損傷させたもの
3	クリーン センター 業務課	令和5年8月11日	ごみ収集 事故（物 損事故）	泉町地区でごみを収集中、集積場所 の扉を取り外し、立て掛けていたと ころ、作業後に同扉が強風に煽られ たため倒れ、走行中の相手方自動車 側面に接触し、同扉及び同自動車を 損傷させたもの
4	管財統計 課	令和5年9月15日	その他の 事故（物 損事故）	平成30年9月1日から令和5年8月 31日まで賃借した自動車を返却後、 同自動車天井部分に損傷があること が判明したもの
5	道路公園 課	令和5年10月25日	その他の 事故（物 損事故）	末広町地区で街路樹を伐採中、伐採 した枝が駐輪場の精算機の警備機器 ボックスに接触し、損傷させたもの

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和 5 年度門真市一般会計補正予算（第 8 号）について

専決第 1 号

令和 5 年度門真市一般会計補正予算（第 8 号）について

令和 5 年度門真市一般会計補正予算（第 8 号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

記

令和5年度門真市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度門真市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 既定の繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和6年1月16日 専決

門真市長 宮本 一孝

第1表 繰越明許費補正
追 加

款	項	事業名	金額
			千円
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰に伴う低所得世帯追加支援給付金給付事業	31,811

第2表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度 額
保健福祉センター空調設備修繕	令和5年度	千円
	）	36,410
	令和6年度	

繰越明許費説明書

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	節	金額	繰り越すべき理由
1 社会福祉総務費		千円 31,811	事業完了に日数を要するため
	3 職員手当等	150	
	11 需用費	20	
	12 役務費	141	
	19 負担金補助及び交付金	31,500	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の		当 該 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳			
		支 出 見 込 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
保健福祉センター空調設備 修繕	36,410	-	-	令和5年度 ～ 令和6年度	36,410	-	-	-	36,410

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年2月26日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和5年度門真市一般会計補正予算（第9号）について

専決第 2 号

令和 5 年度門真市一般会計補正予算（第 9 号）について

令和 5 年度門真市一般会計補正予算（第 9 号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

記

令和5年度門真市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度門真市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ779,317千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,035,959千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和6年1月31日 専決

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	22,015,928	679,317	22,695,245
	2 国庫補助金	8,103,828	679,317	8,783,145
18	繰入金	3,140,563	100,000	3,240,563
	1 基金繰入金	3,140,563	100,000	3,240,563
	歳 入 合 計	76,256,642	779,317	77,035,959

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	35,580,724	553,358	36,134,082
	1 社会福祉費	14,272,843	553,358	14,826,201
6	商工費	368,099	226,323	594,422
	1 商工費	368,099	226,323	594,422
12	予備費	75,350	△364	74,986
	1 予備費	75,350	△364	74,986
歳 出 合 計		76,256,642	779,317	77,035,959

第2表 繰越明許費補正
追 加

款	項	事業名	金額
			千円
3 民生費	1 社会福祉費	物 価 高 騰 対 策 支 援 給 付 金 給 付 事 業	476,837
6 商工費	1 商工費	かどまを満喫・カドマツーリズムde商業振興事業	226,323

1 総括
(歳入)

-17-

(歳 出)

[illegible]

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費国庫補助金	2,624,983	679,317	3,304,300
計	8,103,828	679,317	8,783,145

1 8 款 繰入金

1 項 基金繰入金

8 財政調整基金繰入金	1,230,000	100,000	1,330,000
計	3,140,563	100,000	3,240,563

節		説	明
区 分	金 額		
23 物価高騰対応 重点支援地方 創生臨時交付 金	千円 679,317	推奨事業メニュー分 給付金・定額減税一体支援枠分	千円 214,317 465,000

1 財政調整基金 繰入金	100,000	財政調整基金繰入金

1 4 款 国庫支出金 1 8 款 繰入金

3 歳 出

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	千円 8,883,190	千円 553,358	千円 9,436,548	千円	千円	千円	千円 553,358

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
2 給料	2,735	○生活保障と自立支援
3 職員手当等	3,942	物価高騰対策支援給付金給付事業 553,358
11 需用費	100	給料 2,735
12 役務費	2,227	一般職給 2,735
13 委託料	93,951	一般職給 2,735
14 使用料及び賃借料	203	職員手当等 3,942
15 工事請負費	200	地域手当 407
19 負担金補助及び交付金	450,000	超過勤務手当 2,400
		通勤手当 250
		期末手当 482
		勤勉手当 403
		需用費 100
		消耗品費 100
		役務費 2,227
		通信運搬費 1,520
		手数料 707
		委託料 93,951
		各種業務委託料（費用） 93,951
		物価高騰対策支援給付金給付業務委託料 93,951
		使用料及び賃借料 203
		使用料及び賃借料（物件費） 203
		備品等借上料 203
		工事請負費 200
		工事請負費（費用） 200
		電話新設工事 200
		負担金補助及び交付金 450,000
		交付金 450,000
		住民税均等割のみ課税世帯への給付金 300,000
		低所得者の子育て世帯への加算給付金 150,000

3 款 民生費

3 款 民生費
1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	千円 14,272,843	千円 553,358	千円 14,826,201	千円 0	千円 0	千円 0	千円 553,358

6 款 商工費
1 項 商工費

2 商工振興費	217,467	226,323	443,790				226,323
計	368,099	226,323	594,422	0	0	0	226,323

1 2 款 予備費
1 項 予備費

1 予備費	75,350	△364	74,986				△364
計	75,350	△364	74,986	0	0	0	△364

繰越明許費説明書

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	節	金額	繰り越すべき理由
1 社会福祉総務費		千円 476,837	事業完了に日数を要するため
	2 給料	2,393	
	3 職員手当等	3,562	
	11 需用費	80	
	12 役務費	1,487	
	13 委託料	93,951	
	14 使用料及び賃借料	164	
	15 工事請負費	200	
	19 負担金補助及び交付金	375,000	

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	節	金額	繰り越すべき理由
2 商工振興費		千円 226,323	事業完了に日数を要するため
	13 委託料	226,323	

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職 (1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(348) 864	497,371	3,042,069	2,663,193	6,202,633	1,210,120	7,412,753	
補 正 前	(348) 862	497,371	3,039,334	2,659,251	6,195,956	1,210,120	7,406,076	
比 較	(0) 2	—	2,735	3,942	6,677	—	6,677	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	98,633	460,485	282,453	85,756	116,724	860,521	612,506
	補 正 前	98,633	460,078	280,053	85,506	116,724	860,039	612,103
	比 較	—	407	2,400	250	—	482	403
	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	69,776	70,744	1,008	1,370	3,025	192	
	補 正 前	69,776	70,744	1,008	1,370	3,025	192	
	比 較	—	—	—	—	—	—	

ア 会計年度任用職員以外の職員 () 内は、短時間勤務職員 (外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1) 761	2,858,969	2,499,310	5,358,279	1,078,246	6,436,525	
補 正 前	(1) 761	2,858,969	2,496,910	5,355,879	1,078,246	6,434,125	
比 較	(0) —	—	2,400	2,400	—	2,400	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	98,633	435,132	281,545	76,262	116,724	734,827	612,103
	補 正 前	98,633	435,132	279,145	76,262	116,724	734,827	612,103
	比 較	—	—	2,400	—	—	—	—
	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	69,776	68,749	1,008	1,334	3,025	192	
	補 正 前	69,776	68,749	1,008	1,334	3,025	192	
	比 較	—	—	—	—	—	—	

イ 会計年度任用職員 () 内は、会計年度任用職員の内、1 週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員 (外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(347) 103	497,371	183,100	163,883	844,354	131,874	976,228	
補 正 前	(347) 101	497,371	180,365	162,341	840,077	131,874	971,951	
比 較	(-) 2	—	2,735	1,542	4,277	—	4,277	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	—	25,353	908	9,494	—	125,694	403
	補 正 前	—	24,946	908	9,244	—	125,212	—
	比 較	—	407	—	250	—	482	403
	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	—	1,995	—	36	—	—	
	補 正 前	—	1,995	—	36	—	—	
	比 較	—	—	—	—	—	—	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	—	報酬改定に伴う増減分	—		
		その他の増減分	—		
給 料	2,735	給与改定に伴う増減分	—		
		昇給に伴う増加分	—		
		その他の増減分	2,735		
職 員 手 当	3,942	制度改正に伴う増減分	—		
		その他の増減分	3,942		地域手当、超過勤務手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	—	給与改定に伴う増減分	—	
		昇給に伴う増加分	—	
		その他の増減分	—	
職員手当	2,400	制度改正に伴う増減分	—	
		その他の増減分	2,400	超過勤務手当

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	—	報酬改定に伴う増減分	—	
		その他の増減分	—	
給 料	2,735	給与改定に伴う増減分	—	
		その他の増減分	2,735	
職員手当	1,542	制度改正に伴う増減分	—	
		その他の増減分	1,542	地域手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当

議案第 1 号

門真市クリーンセンターごみ焼却施設等基幹的設備改良工事及び包括管理運営事業基幹的設備改良工事請負契約の一部変更について

門真市クリーンセンターごみ焼却施設等基幹的設備改良工事及び包括管理運営事業基幹的設備改良工事について、次のとおり請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月26日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和4年12月14日門真市議会第4回定例会において議決のあった門真市クリーンセンターごみ焼却施設等基幹的設備改良工事及び包括管理運営事業基幹的設備改良工事請負契約について、完成期限「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

参考資料

- 1 工 事 名 門真市クリーンセンターごみ焼却施設等基幹的設備改良工事
及び包括管理運営事業基幹的設備改良工事
- 2 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 3 契約金額 3,212,000,000円
- 4 契約の相手方 大阪市此花区西九条5丁目3番28号
エスエヌ環境テクノロジー株式会社
代表取締役 辻 勝久
- 5 完 成 期 限 令和6年3月31日

令和4年12月14日 原案可決

議案第 2 号

門真市立市民公益活動支援センターの指定管理者の指定について

門真市立市民公益活動支援センターの指定管理者について、次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
門真市立市民公益活動支援センター
- 2 指定管理者となる団体
大阪市浪速区幸町二丁目 3 番33号
特定非営利活動法人トイボックス
代表理事 栗田 拓
- 3 指定する期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日まで

議案第 3 号

門真市東部大阪都市計画地区計画（門真市駅前地区）の区域内
における建築物の制限に関する条例の制定について

門真市東部大阪都市計画地区計画（門真市駅前地区）の区域内における建築物の制限に関する条例を次のように制定するにつき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の 2 第 1 項の規定に基づき、東部大阪都市計画地区計画（門真市駅前地区）の区域内における建築物に関する制限を定めるにつき、本条例案を提出するものである。

門真市東部大阪都市計画地区計画（門真市駅前地区）の区域内における
建築物の制限に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、東部大阪都市計画地区計画（門真市駅前地区）（以下「門真市駅前地区地区計画」という。）の区域内における建築物に関する制限を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び門真市駅前地区地区計画の定めるところによる。

（適用区域）

第3条 この条例の適用を受ける区域は、門真市駅前地区地区計画の区域（以下「適用区域」という。）とする。

（建築物の用途に関する制限）

第4条 適用区域内においては、次に掲げる建築物を建築してはならない。

- (1) 法別表第2（に）項第6号に掲げる建築物（動物病院又はペットショップの用途に供するものを除く。）
- (2) 法別表第2（ほ）項第2号に掲げる建築物
- (3) 法別表第2（と）項第4号に掲げる建築物
- (4) 法別表第2（り）項第2号及び第3号に掲げる建築物

（建築物の容積率の最高限度）

第5条 建築物の容積率は、10分の60以下でなければならない。

（建築物の容積率の最低限度）

第6条 建築物の容積率は、10分の30以上でなければならない。

（建築物の建蔽率の最高限度）

第7条 建築物の建蔽率は、10分の7以下でなければならない。ただし、法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては10分の1、同項第1号及び第2号に該当する建築物にあつては10分の2を加えた数値とする。

（建築物の建築面積の最低限度）

第8条 建築物の建築面積は、200平方メートル以上でなければならない。

(壁面の位置に関する制限)

第9条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、門真市駅前地区地区計画において定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、地盤面下の部分及び上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物については、この限りでない。

(建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合の措置)

第10条 建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合で、その敷地の過半が適用区域内に存するときは、当該建築物又はその敷地の全部について第4条から前条までの規定を適用する。

(公益上必要な建築物の特例)

第11条 市長が、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可した建築物については、第6条及び第8条の規定は、その許可の範囲内において適用しない。

(罰則)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
 - (2) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
 - (3) 第5条から第9条までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
- 2 前項第3号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条第1項の罰金刑を科する。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 号

門真市附属機関に関する条例の一部改正について

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和6年2月26日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、新たに附属機関を設置する等の見直しを行うとともに、附属機関の委員の報酬額を定める等につき、本条例案を提出するものである。

門真市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
別表（第1条関係） 1 市長の附属機関 <table> <tr> <th>名称</th><th>担任する事務</th></tr> <tr> <td colspan="2">） 略</td></tr> </table>	名称	担任する事務	） 略		別表（第1条関係） 1 市長の附属機関 <table> <tr> <th>名称</th><th>担任する事務</th></tr> <tr> <td colspan="2">） 略</td></tr> <tr> <td>門真市庁舎エリア整備審議会</td><td>庁舎エリアの整備のために必要な事項についての調査審議に関する事務</td></tr> <tr> <td colspan="2">） 略</td></tr> <tr> <td>門真市古川橋駅北交流広場等基本設計業務委託事業者選定委員会</td><td>門真市古川橋駅北交流広場等基本設計業務に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務</td></tr> <tr> <td colspan="2">） 略</td></tr> </table>	名称	担任する事務	） 略		門真市庁舎エリア整備審議会	庁舎エリアの整備のために必要な事項についての調査審議に関する事務	） 略		門真市古川橋駅北交流広場等基本設計業務委託事業者選定委員会	門真市古川橋駅北交流広場等基本設計業務に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務	） 略	
名称	担任する事務																
） 略																	
名称	担任する事務																
） 略																	
門真市庁舎エリア整備審議会	庁舎エリアの整備のために必要な事項についての調査審議に関する事務																
） 略																	
門真市古川橋駅北交流広場等基本設計業務委託事業者選定委員会	門真市古川橋駅北交流広場等基本設計業務に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務																
） 略																	
2 教育委員会の附属機関 <table> <tr> <th>名称</th><th>担任する事務</th></tr> <tr> <td colspan="2">） 略</td></tr> <tr> <td>(仮称) 門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会</td><td>(仮称) 門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務</td></tr> </table>	名称	担任する事務	） 略		(仮称) 門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会	(仮称) 門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務	2 教育委員会の附属機関 <table> <tr> <th>名称</th><th>担任する事務</th></tr> <tr> <td colspan="2">） 略</td></tr> <tr> <td>(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業者選定委員会</td><td>(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校の整備に係る事業備事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務</td></tr> </table>	名称	担任する事務	） 略		(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業者選定委員会	(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校の整備に係る事業備事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務				
名称	担任する事務																
） 略																	
(仮称) 門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会	(仮称) 門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務																
名称	担任する事務																
） 略																	
(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業者選定委員会	(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校の整備に係る事業備事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務																
3 略	3 略																

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう

に改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
〃 略		〃 略	
		庁舎エリア整備審議会委員	日 8,400円
		〃 略	
		古川橋駅北交流広場等基本設計業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円
		（仮称）門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業者選定委員会委員	日 8,400円
庁舎エリア整備事業委託事業者選定委員会委員	略	〃 略	
（仮称）門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円	庁舎エリア整備事業委託事業者選定委員会委員	略
略			—
略			
略			
略			
備考 略		備考 略	

議案第 5 号

門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年門真市条例第27号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第48号）等による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、個人番号の利用に係る事務の見直し及び所要の規定整備を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年門真市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「<u>法</u>」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法</u>第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人番号 <u>法</u>第2条第5項に規定する個人番号をいう。 (2) 特定個人情報 <u>法</u>第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 <u>法</u>第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム <u>法</u>第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5) 特定個人番号利用事務 <u>法</u>第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。 (6) 利用特定個人情報 <u>法</u>第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。 (7) 略 (個人番号の利用に係る事務) 第4条 <u>法</u>第9条第2項の条例で定める事務	(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「<u>番号法</u>」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>番号法</u>第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人番号 <u>番号法</u>第2条第5項に規定する個人番号をいう。 (2) 特定個人情報 <u>番号法</u>第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 <u>番号法</u>第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム <u>番号法</u>第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 — — — — (5) 略 (個人番号の利用に係る事務) 第4条 <u>番号法</u>第9条第2項の条例で定める

改正後	改正前				
は、次に掲げる事務とする。 (1)～(2) 略 (3) 実施機関が行う<u>特定個人番号利用事務</u> 2 別表第2第1号の表及び第2号の表の左欄に掲げる実施機関は、これらの表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、これらの表の右欄に掲げる特定個人情報その他必要な特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、<u>法</u>の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 実施機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、<u>法</u>の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 略 (特定個人情報の提供) 第5条 <u>法</u>第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次に掲げるときとする。 (1) 略 (2) 実施機関が他の実施機関に対し、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>の提供を求めた場合において、他の実施機関が当該<u>利用特定個人情報</u>を提供するとき。 2 略 別表第1 (第4条関係) <table border="1" data-bbox="188 2022 770 2063"> <tr> <td>実施機関</td><td>事務</td></tr> </table>	実施機関	事務	事務は、次に掲げる事務とする。 (1)～(2) 略 (3) 実施機関が行う<u>番号法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> 2 別表第2第1号の表及び第2号の表の左欄に掲げる実施機関は、これらの表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、これらの表の右欄に掲げる特定個人情報その他必要な特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、<u>番号法</u>の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 実施機関は、<u>番号法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、<u>番号法</u>の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>の提出を受けることができる場合は、この限りでない。 4 略 (特定個人情報の提供) 第5条 <u>番号法</u>第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次に掲げるときとする。 (1) 略 (2) 実施機関が他の実施機関に対し、<u>番号法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>の提供を求めた場合において、他の実施機関が当該<u>特定個人情報</u>を提供するとき。 2 略 別表第1 (第4条関係) <table border="1" data-bbox="834 2022 1417 2063"> <tr> <td>実施機関</td><td>事務</td></tr> </table>	実施機関	事務
実施機関	事務				
実施機関	事務				

改正後		改正前	
〃 略		〃 略	
4 削除		4 市長	高齢者に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
〃 略		〃 略	

別表第 2（第 4 条関係）

1 別表第 1 の右欄に掲げる事務に係るもの

実施機関	事務	特定個人情報
〃 略		
4 削除		
〃 略		

2 法別表の下欄に掲げる事務に係るもの

実施機関	事務	特定個人情報
〃 略		
7 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第 3 号）による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を	略

別表第 2（第 4 条関係）

1 別表第 1 の右欄に掲げる事務に係るもの

実施機関	事務	特定個人情報
〃 略		
4 市長	高齢者に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
〃 略		

2 番号法別表第 1 の下欄に掲げる事務に係るもの

実施機関	事務	特定個人情報
〃 略		
7 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例_____に よる地方税_____の賦課徴収又は地方税_____に関する調査（犯則事件の調査を	略

改正後				改正前			
		含む。)に 関する 事務で あつて 規則で 定める もの				含む。)に 関する 事務で あつて 規則で 定める もの	
			く 略				く 略

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行する。ただし、別表第1の第4の項、別表第2第1号の表の第4の項及び別表第2第2号の表の第7の項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

門真市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部
改正について

門真市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 3 年門真市条例第23号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第63号）等による情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

門真市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和３年門真市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(適用除外) 第 8 条 次の各号に掲げる手続等については、<u>当該各号に定める規定は、適用しない。</u> (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの <u>第 4 条から前条までの規定</u> (2) <u>申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定により行うことが規定されているものを除く。）</u> <u>第 4 条及び第 5 条の規定</u> (3) <u>縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第 6 条第 1 項又は前条第 1 項の規定により行うことが規定されているものを除く。）</u> <u>第 6 条及び前条の規定</u> (添付書面等の省略) 第 9 条 申請等をする者に係る住民票の写し、<u>戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、</u>登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等	(適用除外) 第 8 条 <u>次に掲げる手続等については、第 4 条から前条までの規定は、適用しない。</u> (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの _____ (2) <u>手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項又は前条第 1 項の規定により行うことが規定されているものを除く。）</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ (添付書面等の省略) 第 9 条 申請等をする者に係る住民票の写し _____、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等

改正後	改正前
の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。	の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 7 号

門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用
弁償に関する条例の一部改正について

門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年門真市条例第17号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

本市一般職の職員に係る地域手当の支給割合の改定に伴い、会計年度任用職員の報酬について、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年門真市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（報酬等） 第2条 1 略 2 前項の勤務1時間当たりの額は、任用された職務により一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号。以下「給与条例」という。）別表第1の規定を準用し、規則で定めるところにより、格付された級及び号給に該当する額に12を乗じ、その額を常勤職員の週間勤務時間に52を乗じたものから、規則で定める時間数を減じたもので除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に<u>100分の15</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した額とする。 3～5 略	（報酬等） 第2条 1 略 2 前項の勤務1時間当たりの額は、任用された職務により一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号。以下「給与条例」という。）別表第1の規定を準用し、規則で定めるところにより、格付された級及び号給に該当する額に12を乗じ、その額を常勤職員の週間勤務時間に52を乗じたものから、規則で定める時間数を減じたもので除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に<u>100分の14</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した額とする。 3～5 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 8 号

門真市手数料条例の一部改正について

門真市手数料条例（平成12年門真市条例第 2 号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の施行に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等に係る手数料を定めるほか、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市手数料条例の一部を改正する条例

門真市手数料条例（平成12年門真市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
事務の区分		手数料の額		事務の区分		手数料の額	
		単位及び区分	金額			単位及び区分	金額
略				略			
2	戸籍法（昭和22年法律第224号）関係事務	(1) 戸籍の 謄抄本の 交付又は <u>戸籍証明 書</u> の交付	略	2	戸籍法（昭和22年法律第224号）関係事務	(1) 戸籍の 謄抄本の 交付又は <u>磁気ディ スクを もって調 製された 戸籍に記 録されて いる事項 の全部若 しくは一 部を証明 した書面 の交付</u>	略
		(2) 除かれ た戸籍の 謄抄本の 交付又は <u>除籍証明 書</u> の交付				(2) 除かれ た戸籍の 謄抄本の 交付又は <u>磁気ディ スクを もって調 製された 除かれた 戸籍に記 録されて いる事項 の全部若 しくは一 部を証明 した書面 の交付</u>	

改正後				改正前			
		(3) 戸籍に 記載した 事項に関 する証明 書の交付				(3) 戸 籍 (磁 気 ディスク をもって 調製され た戸籍を 除く。) に記載し た事項に 関する証 明	
		(4) 除かれ た戸籍に 記載した 事項に関 する証明 書の交付				(4) 除かれ た 戸 籍 (磁 気 ディスク をもって 調製され た除かれ た戸籍を 除く。) に記載し た事項に 関する証 明	
		(5) 戸籍電	戸籍電子証明	400円			
		子証明書	書提供用識別				
		提供用識	符号 1 件につ				
		別符号の	き				
		発行					
		(6) 除籍電	除籍電子証明	700円			
		子証明書	書提供用識別				
		提供用識	符号 1 件につ				
		別符号の	き				
		発行					
		(7) 届出若 しくは申 請の受理 の証明書 の交付、 届書その 他の書類	略			(5) 届出若 しくは申 請の受理 の証明書 又は届書 その他の 書類の記	

改正後	改正前
する方法により行われた場合に限る。) (2) <u>戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書又は当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄抄本若しくは戸籍証明書又は除かれた戸籍の謄抄本若しくは除籍証明書の請求を行う場合</u> <u>6</u> 略 <u>7</u> 略 <u>8</u> 略	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ <u>5</u> 略 <u>6</u> 略 <u>7</u> 略

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第 9 号

門真市手数料条例等の一部改正について

門真市手数料条例（平成12年門真市条例第 2 号）等の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）による児童福祉法の一部改正に伴い、引用条項の整備等を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市手数料条例等の一部を改正する条例

(門真市手数料条例の一部改正)

第1条 門真市手数料条例（平成12年門真市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
事務の区分			手数料の額	事務の区分			手数料の額
			単位及び区分				単位及び区分
〃 略				〃 略			
15	介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。）関係事務	(1)～(11) 略		15	介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。）関係事務	(1)～(11) 略	
		(12) 法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（同法第5条第2項に規定する居宅介護又は同条第3項に規定する重度訪問介護に係るものに限る。）を受けている者が行う当該指定を受けている事業所に係る法第115条の45第1項第1号	略			(12) 法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（同法第5条第2項に規定する居宅介護又は同条第3項に規定する重度訪問介護に係るものに限る。）を受けている者が行う当該指定を受けている事業所に係る法第115条の45第1項第1号	略

改正後					改正前				
			イに規定する 第1号訪問事 業を行う者の 指定及び児童 福祉法（昭和22 年法律第164 号）第21条の5 の3第1項に 規定する指定 障害児通所支 援事業者の指 定（同法第6条 の2の2第2 項に規定する 児童発達支援 又は同条第3 項に規定する 放課後等デイ サービスに係 るもの（主とし て同法第7条 第2項に規定 する重症心身 障害児を通わ せる事業所に 係るものを除 く。）に限る。） 又は障害者の 日常生活及び 社会生活を総 合的に支援す るための法律 第29条第1項 に規定する指 定障害福祉 サービス事業 者の指定（同法 第5条第7項 に規定する生 活介護又は同 条第12項に規				イに規定する 第1号訪問事 業を行う者の 指定及び児童 福祉法（昭和22 年法律第164 号）第21条の5 の3第1項に 規定する指定 障害児通所支 援事業者の指 定（同法第6条 の2の2第2 項に規定する 児童発達支援 又は同条第4 項に規定する 放課後等デイ サービスに係 るもの（主とし て同法第7条 第2項に規定 する重症心身 障害児を通わ せる事業所に 係るものを除 く。）に限る。） 又は障害者の 日常生活及び 社会生活を総 合的に支援す るための法律 第29条第1項 に規定する指 定障害福祉 サービス事業 者の指定（同法 第5条第7項 に規定する生 活介護又は同 条第12項に規		

改正後					改正前				
			定する自立訓練に係るものに限る。)を受けている者が行う当該指定を受けている事業所に係る法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業を行う者の指定に限る。)の申請に対する審査				定する自立訓練に係るものに限る。)を受けている者が行う当該指定を受けている事業所に係る法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業を行う者の指定に限る。)の申請に対する審査		
			(13)～(19) 略				(13)～(19) 略		
			略				略		
備考 略					備考 略				

(門真市保健福祉センター条例の一部改正)

第2条 門真市保健福祉センター条例（平成12年門真市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(指定管理者が行う業務の範囲)		(指定管理者が行う業務の範囲)	
第3条の3 前条の規定により指定管理者に障害者福祉センターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。		第3条の3 前条の規定により指定管理者に障害者福祉センターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。	
(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護及び同条第12項に規定する自立訓練を行う事業（以下「生活介護等事業」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第6条の2の2第3項</u> に規定する放課後等デイサービスを行う事業（以下「放課後等デイサービス事業」という。）に関する業務		(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護及び同条第12項に規定する自立訓練を行う事業（以下「生活介護等事業」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第6条の2の2第4項</u> に規定する放課後等デイサービスを行う事業（以下「放課後等デイサービス事業」という。）に関する業務	
(2)～(5) 略		(2)～(5) 略	

(門真市立こども発達支援センター条例の一部改正)

第3条 門真市立こども発達支援センター条例（令和3年門真市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（設置） 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第43条に規定する児童発達支援センター</u>として門真市立こども発達支援センター（以下「センター」という。）を門真市大字北島546番地に設置する。 （事業） 第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1) 略 (2) <u>法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービス</u>に関すること。 (3) <u>法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援</u>に関すること。 (4) <u>法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援</u>に関すること。 (5) <u>法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援</u>に関すること。 (6)～(9) 略	（設置） 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第43条第1号に掲げる福祉型児童発達支援センター</u>として門真市立こども発達支援センター（以下「センター」という。）を門真市大字北島546番地に設置する。 （事業） 第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1) 略 (2) <u>法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービス</u>に関すること。 (3) <u>法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援</u>に関すること。 (4) <u>法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援</u>に関すること。 (5) <u>法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援</u>に関すること。 (6)～(9) 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第10号

門真市手数料条例及び門真市建築基準法施行条例の一部改正に
ついて

門真市手数料条例（平成12年門真市条例第2号）及び門真市建築基準法施行条例（平成12年門真市条例第32号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和6年2月26日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）による建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和5年国土交通省令第75号）による建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正に伴い、引用法令名の整備を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市手数料条例及び門真市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(門真市手数料条例の一部改正)

第1条 門真市手数料条例（平成12年門真市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第3（第2条関係） 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表及び付表1から付表5までにおいて「法」という。） 関係事務手数料表 略 備考 略	別表第3（第2条関係） 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表及び付表1から付表5までにおいて「法」という。） 関係事務手数料表 略 備考 略
付表1 低炭素建築物新築等計画認定関係申請手数料表 略 備考 1～3 略 4 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる建築物に係る認定等の場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 (1) 非住宅建築物に係る場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。） (2)～(3) 略 5 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積の合計をいう。 (1) 略 (2) 軽微な変更該当していることを証する書面の交付に係る建築物の場合 当該交付に係る部分（建	付表1 低炭素建築物新築等計画認定関係申請手数料表 略 備考 1～3 略 4 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる建築物に係る認定等の場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 (1) 非住宅建築物に係る場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。） (2)～(3) 略 5 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積の合計をいう。 (1) 略 (2) 軽微な変更該当していることを証する書面の交付に係る建築物の場合 当該交付に係る部分（建

改正後			改正前		
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。)の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積。ただし、当該交付に係る建築物の評価方法が直近の認定に係る建築物の評価方法と同一でない場合は、その床面積の合計 6～8 略 付表2～付表5 略 別表第4（第2条関係） 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表及び付表1から付表7までにおいて「法」という。）関係事務手数料表			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。)の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積。ただし、当該交付に係る建築物の評価方法が直近の認定に係る建築物の評価方法と同一でない場合は、その床面積の合計 6～8 略 付表2～付表5 略 別表第4（第2条関係） 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表及び付表1から付表7までにおいて「法」という。）関係事務手数料表		
項	事務の区分	金額	項	事務の区分	金額
1	法第12条第1項若しくは法第13条第2項の規定に基づく判定又は法第12条第2項若しくは法第13条第3項の規定に基づく非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定に対する審査又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付	） 略	1	法第12条第1項若しくは法第13条第2項の規定に基づく判定又は法第12条第2項若しくは法第13条第3項の規定に基づく非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定に対する審査又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付	） 略
2	法第34条第1項の規定に基づく認定の申請（認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画（同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）に同条第3項各号に掲げる事項（以下「他の建築物に係る		2	法第34条第1項の規定に基づく認定の申請（認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画（同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）に同条第3項各号に掲げる事項（以下「他の建築物に係る	

改正後		改正前	
	事項」という。)を記載している場合に係るものを除く。)若しくは法第36条第1項の規定に基づく変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合に係るものを除く。)に対する審査又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付		事項」という。)を記載している場合に係るものを除く。)若しくは法第36条第1項の規定に基づく変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合に係るものを除く。)に対する審査又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付
略		略	
備考 略		備考 略	
付表 1 ～付表 6 略		付表 1 ～付表 6 略	
付表 7 建築物エネルギー消費性能基準 適合認定申請手数料表 略 備考 1 ～ 3 略 4 「適合判定通知書等」とは、次のいずれかに掲げるものをいう。 (1) 略 (2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書」という。)</u> (3) 略 5 略		付表 7 建築物エネルギー消費性能基準 適合認定申請手数料表 略 備考 1 ～ 3 略 4 「適合判定通知書等」とは、次のいずれかに掲げるものをいう。 (1) 略 (2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第25条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書」という。)</u> (3) 略 5 略	

(門真市建築基準法施行条例の一部改正)

第 2 条 門真市建築基準法施行条例(平成12年門真市条例第32号)の一部を次のように改

正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
事務の区分			金額	事務の区分			金額
略				略			
2	法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第18条第16項の規定に基づく工事の完了の通知（以下「完了検査申請」と等）という。）に対する審査	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する特定建築行為（以下「特定建築行為」という。）でない場合	略	2	法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第18条第16項の規定に基づく工事の完了の通知（以下「完了検査申請」と等）という。）に対する審査	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する特定建築行為（以下「特定建築行為」という。）でない場合	略
略				略			
備考 略				備考 略			

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第11号

門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第20号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和6年2月26日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第86号）による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項の書面揭示の義務付けを見直す等につき、本条例案を提出するものである。

門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>（掲示等）</u> 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u> <u>（電磁的記録等）</u> 第53条 1 略 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書	<u>（掲示）</u> 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければならない。</u> <u>（電磁的記録等）</u> 第53条 1 略 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書

改正後	改正前
面等を交付又は提出したものとみなす。 (1) 略 (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）</u> をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法	面等を交付又は提出したものとみなす。 (1) 略 (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u> をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
3～6 略	3～6 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第53条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第12号

門真市国民健康保険条例の一部改正について

門真市国民健康保険条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和6年2月26日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

大阪府国民健康保険運営方針に基づき、保険料の端数の取扱いを府内統一基準とするとともに、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第17号）の施行に伴い、低所得者に係る保険料の軽減判定所得の見直しを行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市国民健康保険条例の一部を改正する条例

門真市国民健康保険条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保険料の賦課額) 第10条 1 略 2 <u>前項の場合において、同項の賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u>	(保険料の賦課額) 第10条 1 略
(一般被保険者に係る基礎賦課額) 第11条 1 略 2 <u>前項の場合において、同項の基礎賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u>	(一般被保険者に係る基礎賦課額) 第11条 1 略
(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率) 第14条 1 略 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u> 3 略	(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率) 第14条 1 略 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u> 3 略
(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額) 第14条の6の3 1 略 2 <u>前項の場合において、同項の後期高齢者支援金等賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u>	(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額) 第14条の6の3 1 略
(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第14条の6の5 1 略	(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第14条の6の5 1 略

改正後	改正前
2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u> 3 略 (介護納付金賦課額) 第14条の8 1 略 2 前項の場合において、同項の介護納付金賦課額に<u>1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u> (介護納付金賦課額の保険料率) 第14条の10 1 略 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u> 3 略 (普通徴収に係る保険料の納期等) 第16条 1～2 略 3 各納期の納付額は、保険料の賦課額の10分の1に相当する額とする。この場合において、当該10分の1に相当する額に<u>1円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て第1期の納付額に合算するものとする。</u> 4 略 (低所得者の保険料の減額) 第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第14条の6の額を超える場合には、第14条の6の額）とする。	2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u> 3 略 (介護納付金賦課額) 第14条の8 1 略 (介護納付金賦課額の保険料率) 第14条の10 1 略 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u> 3 略 (普通徴収に係る保険料の納期等) 第16条 1～2 略 3 各納期の納付額は、保険料の賦課額の10分の1に相当する額とする。この場合において、当該10分の1に相当する額に<u>10円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て第1期の納付額に合算するものとする。</u> 4 略 (低所得者の保険料の減額) 第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第14条の6の額を超える場合には、第14条の6の額）とする。

改正後	改正前
(1) 略 (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>295,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額 ア～イ 略 (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>545,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の	(1) 略 (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>290,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額 ア～イ 略 (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>535,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の

改正後	改正前
被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額 ア～イ 略 2～4 略 (未就学児の被保険者均等割額の減額) 第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条又は第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の<u>切上げ</u>を行つた後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。) 2～3 略 4 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。 (1) 第14条又は第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の<u>切上げ</u>を行つた後の額とする。)を控除して得た額 (2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の<u>切上げ</u>を行つた後の額とする。) 5～6 略	被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額 ア～イ 略 2～4 略 (未就学児の被保険者均等割額の減額) 第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条又は第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の<u>切捨て</u>を行つた後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。) 2～3 略 4 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。 (1) 第14条又は第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の<u>切捨て</u>を行つた後の額とする。)を控除して得た額 (2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の<u>切捨て</u>を行つた後の額とする。) 5～6 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の門真市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第13号

門真市空家等対策協議会条例の一部改正について

門真市空家等対策協議会条例（平成29年門真市条例第28号）の一部を改正するにつき、議会の議決を求める。

令和6年2月26日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行に伴う引用条項の整備を行い、及びあらかじめ指名された市長の代理の職員による会議への出席について規定するにつき、本条例案を提出するものである。

門真市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

門真市空家等対策協議会条例（平成29年門真市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（設置） 第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第8条第1項</u>の規定に基づき、門真市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。 （所掌事務） 第2条 協議会は、<u>法第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項を協議する。 （会議） 第6条 1 略 2 市長は、あらかじめ指名する職員を代理として会議に出席させることができる。 3 略 4 略	（設置） 第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第7条第1項</u>の規定に基づき、門真市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。 （所掌事務） 第2条 協議会は、<u>法第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項を協議する。 （会議） 第6条 1 略 2 略 3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

門真市建築基準法施行条例の一部改正について

門真市建築基準法施行条例（平成12年門真市条例第32号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和6年2月26日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第280号）による建築基準法施行令の一部改正に伴い、既存建築物の省エネルギー改修の円滑化に対応した認定の申請に係る手数料を定めるほか、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

門真市建築基準法施行条例（平成12年門真市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(工事監理者の選任の届出)			(工事監理者の選任の届出)		
第3条 法第6条第1項（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の <u>建築主事等の確認</u> を受ける建築物の建築主又は工作物の築造主が工事監理者を定め、又は変更したときは、工事監理者と共同してその旨を市長に届け出なければならない。			第3条 法第6条第1項（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の <u>建築主事</u> の確認を受ける建築物の建築主又は工作物の築造主が工事監理者を定め、又は変更したときは、工事監理者と共同してその旨を市長に届け出なければならない。		
2～3 略			2～3 略		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
事務の区分		金額	事務の区分		金額
1	法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画の通知（以下「確認申請等」という。）に対する審査	法第6条の3第1項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの同項ただし書に規定する <u>建築主事等</u> による法第6条第4項に規定する審査又は法第18条第3項に規定する審査（以下「構造計算適合性審査」という。）をししない場合	略	1	法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画の通知（以下「確認申請等」という。）に対する審査
		略			略
		略			略
		略			略
46	建築基準法施行令（昭和25	略	46	建築基準法施行令（昭和25	略

改正後			改正前		
	年政令第338号。以下「政令」という。) 第131条の2第2項又は第3項の規定に基づく認定の申請に対する審査			年政令第338号_____) 第131条の2第2項又は第3項の規定に基づく認定の申請に対する審査	
47	政令第137条の12第6項の規定に基づく認定の申請に対する審査	27,000円			
48	政令第137条の12第7項の規定に基づく認定の申請に対する審査	27,000円			
49	略		47	略	
50			48		
51			49		
52			50		
53			51		
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第15号

門真市建築物等の適正管理に関する条例の一部改正について

門真市建築物等の適正管理に関する条例（平成28年門真市条例第5号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和6年2月26日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行に伴い、管理不全空家等の所有者等に勧告をしようとする場合に、当該所有者等に対し、意見を述べる機会を付与することについて定めるほか、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市建築物等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

門真市建築物等の適正管理に関する条例（平成28年門真市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 （助言、指導及び勧告） 第9条 1～2 略 3 市長は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）<u>第13条第2項又は第22条第2項</u>の規定による勧告（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にあるものに対する勧告に限る。）をしようとする場合は、あらかじめ、当該勧告に係る同法第2条第2項に規定する特定空家等<u>又は同法第13条第1項に規定する管理不全空家等</u>の所有者等に意見を述べる機会を与えるものとする。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) <u>特定空家等</u> <u>そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。</u> （助言、指導及び勧告） 第9条 1～2 略 3 市長は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）<u>第14条第2項</u>の規定による勧告（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にあるものに対する勧告に限る。）をしようとする場合は、あらかじめ、当該勧告に係る同法第2条第2項に規定する特定空家等_____の所有者等に意見を述べる機会を与えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号

門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について

門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和6年2月26日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

大阪府の臨時的任用職員の給与の改定に伴い、本市の任期付市費負担教員の給与の改定を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくり
の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を
改正する条例

門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第7条関係）		別表第1（第7条関係）	
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	<u>178,300</u>	1	<u>163,100</u>
2	<u>179,800</u>	2	<u>164,600</u>
3	<u>181,300</u>	3	<u>166,100</u>
4	<u>182,800</u>	4	<u>167,600</u>
5	<u>184,500</u>	5	<u>169,300</u>
6	<u>186,400</u>	6	<u>171,200</u>
7	<u>188,200</u>	7	<u>173,000</u>
8	<u>190,000</u>	8	<u>174,800</u>
9	<u>191,700</u>	9	<u>176,500</u>
10	<u>193,700</u>	10	<u>178,500</u>
11	<u>195,700</u>	11	<u>180,500</u>
12	<u>197,500</u>	12	<u>182,400</u>
13	<u>199,200</u>	13	<u>184,200</u>
14	<u>201,300</u>	14	<u>186,400</u>
15	<u>203,300</u>	15	<u>188,500</u>
16	<u>205,400</u>	16	<u>190,700</u>
17	<u>207,400</u>	17	<u>192,800</u>
18	<u>210,000</u>	18	<u>195,400</u>
19	<u>212,300</u>	19	<u>197,800</u>
20	<u>214,600</u>	20	<u>200,100</u>
21	<u>217,000</u>	21	<u>202,600</u>
22	<u>218,600</u>	22	<u>204,200</u>
23	<u>220,000</u>	23	<u>205,700</u>
24	<u>221,600</u>	24	<u>207,300</u>
25	<u>222,900</u>	25	<u>208,700</u>
26	<u>223,600</u>	26	<u>209,400</u>
27	<u>224,300</u>	27	<u>210,100</u>
28	<u>225,000</u>	28	<u>210,800</u>

改正後			改正前		
	29	<u>225, 800</u>		29	<u>211, 600</u>
	30	<u>226, 900</u>		30	<u>212, 700</u>
	31	<u>228, 700</u>		31	<u>214, 600</u>
	32	<u>230, 500</u>		32	<u>216, 400</u>
	33	<u>231, 800</u>		33	<u>217, 800</u>
	34	<u>233, 600</u>		34	<u>219, 800</u>
	35	<u>235, 400</u>		35	<u>221, 800</u>
	36	<u>237, 000</u>		36	<u>223, 800</u>
	37	<u>237, 700</u>		37	<u>224, 700</u>
	38	<u>239, 300</u>		38	<u>226, 600</u>
	39	<u>240, 900</u>		39	<u>228, 500</u>
	40	<u>242, 500</u>		40	<u>230, 300</u>
	41	<u>244, 100</u>		41	<u>232, 200</u>
	42	<u>245, 400</u>		42	<u>233, 900</u>
	43	<u>246, 600</u>		43	<u>235, 600</u>
	44	<u>247, 900</u>		44	<u>237, 300</u>
	45	<u>248, 500</u>		45	<u>238, 200</u>
	46	<u>249, 900</u>		46	<u>240, 000</u>
	47	<u>251, 400</u>		47	<u>241, 800</u>
	48	<u>252, 900</u>		48	<u>243, 600</u>
	49	<u>254, 100</u>		49	<u>245, 200</u>
	50	<u>255, 300</u>		50	<u>246, 700</u>
	51	<u>256, 400</u>		51	<u>248, 200</u>
	52	<u>257, 300</u>		52	<u>249, 400</u>
	53	<u>258, 000</u>		53	<u>250, 400</u>
	54	<u>259, 200</u>		54	<u>251, 900</u>
	55	<u>260, 300</u>		55	<u>253, 400</u>
	56	<u>261, 400</u>		56	<u>254, 800</u>
	57	<u>262, 200</u>		57	<u>255, 900</u>
	58	<u>263, 200</u>		58	<u>257, 200</u>
	59	<u>264, 100</u>		59	<u>258, 400</u>
	60	<u>265, 000</u>		60	<u>259, 600</u>
	61	<u>265, 900</u>		61	<u>260, 900</u>
	62	<u>267, 000</u>		62	<u>262, 300</u>
	63	<u>268, 000</u>		63	<u>263, 600</u>
	64	<u>269, 000</u>		64	<u>264, 900</u>
	65	<u>269, 700</u>		65	<u>265, 900</u>
	66	<u>270, 900</u>		66	<u>267, 400</u>
	67	<u>272, 100</u>		67	<u>268, 900</u>
	68	<u>273, 300</u>		68	<u>270, 400</u>

改正後			改正前		
	69	<u>274, 400</u>		69	<u>271, 800</u>
	70	<u>275, 500</u>		70	<u>273, 200</u>
	71	<u>276, 700</u>		71	<u>274, 600</u>
	72	<u>277, 900</u>		72	<u>276, 000</u>
	73	<u>278, 600</u>		73	<u>276, 900</u>
	74	<u>279, 800</u>		74	<u>278, 200</u>
	75	<u>281, 000</u>		75	<u>279, 500</u>
	76	<u>282, 200</u>		76	<u>280, 800</u>
	77	<u>283, 400</u>		77	<u>282, 100</u>
	78	<u>284, 500</u>		78	<u>283, 300</u>
	79	<u>285, 500</u>		79	<u>284, 400</u>
	80	<u>286, 500</u>		80	<u>285, 500</u>
	81	<u>287, 500</u>		81	<u>286, 600</u>
	82	<u>288, 600</u>		82	<u>287, 800</u>
	83	<u>289, 700</u>		83	<u>289, 000</u>
	84	<u>290, 800</u>		84	<u>290, 200</u>
	85	<u>291, 600</u>		85	<u>291, 100</u>
	86	<u>292, 600</u>		86	<u>292, 100</u>
	87	<u>293, 600</u>		87	<u>293, 100</u>
	88	<u>294, 600</u>		88	<u>294, 100</u>
	89	<u>295, 400</u>		89	<u>294, 900</u>
	90	<u>296, 300</u>		90	<u>295, 800</u>
	91	<u>297, 200</u>		91	<u>296, 700</u>
	92	<u>298, 100</u>		92	<u>297, 600</u>
	93	<u>298, 500</u>		93	<u>298, 000</u>
	94	<u>299, 300</u>		94	<u>298, 800</u>
	95	<u>300, 100</u>		95	<u>299, 600</u>
	96	<u>300, 900</u>		96	<u>300, 400</u>
	97	<u>301, 800</u>		97	<u>301, 300</u>
	98	<u>302, 600</u>		98	<u>302, 100</u>
	99	<u>303, 400</u>		99	<u>302, 900</u>
	100	<u>304, 200</u>		100	<u>303, 700</u>
	101	<u>305, 000</u>		101	<u>304, 500</u>
	102	<u>305, 500</u>		102	<u>305, 000</u>
	103	<u>306, 000</u>		103	<u>305, 500</u>
	104	<u>306, 400</u>		104	<u>305, 900</u>
	105	<u>306, 600</u>		105	<u>306, 100</u>
	106	<u>306, 800</u>		106	<u>306, 300</u>
	107	<u>307, 100</u>		107	<u>306, 600</u>
	108	<u>307, 300</u>		108	<u>306, 800</u>

改正後			改正前		
	109	307, 500		109	307, 000
	110	307, 800		110	307, 300
	111	308, 000		111	307, 500
	112	308, 300		112	307, 800
	113	308, 500		113	308, 000
	114	308, 800		114	308, 300
	115	309, 100		115	308, 600
	116	309, 400		116	308, 900
	117	309, 600		117	309, 100
	118	309, 900		118	309, 400
	119	310, 200		119	309, 700
	120	310, 400		120	309, 900
	121	310, 600		121	310, 100
	122	310, 800		122	310, 300
	123	311, 000		123	310, 500
	124	311, 200		124	310, 700
	125	311, 400		125	310, 900
	126	311, 600		126	311, 100
	127	311, 800		127	311, 300
	128	312, 000		128	311, 500
	129	312, 200		129	311, 700
	130	312, 400		130	311, 900
	131	312, 600		131	312, 100
	132	312, 800		132	312, 300
	133	313, 000		133	312, 500
	134	313, 200		134	312, 700
	135	313, 400		135	312, 900
	136	313, 600		136	313, 100
	137	313, 800		137	313, 300
	138	314, 000		138	313, 500
	139	314, 200		139	313, 700
	140	314, 400		140	313, 900
	141	314, 600		141	314, 100
	142	314, 800		142	314, 300
	143	315, 000		143	314, 500
	144	315, 200		144	314, 700
	145	315, 400		145	314, 900
	146	315, 600		146	315, 100
	147	315, 800		147	315, 300
	148	316, 000		148	315, 500

改正後			改正前		
	149	<u>316, 200</u>		149	<u>315, 700</u>
	150	<u>316, 400</u>		150	<u>315, 900</u>
	151	<u>316, 600</u>		151	<u>316, 100</u>
	152	<u>316, 800</u>		152	<u>316, 300</u>
	153	<u>317, 000</u>		153	<u>316, 500</u>
	154	<u>317, 200</u>		154	<u>316, 700</u>
	155	<u>317, 400</u>		155	<u>316, 900</u>
	156	<u>317, 600</u>		156	<u>317, 100</u>
	157	<u>317, 800</u>		157	<u>317, 300</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定は、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(内払)

- 3 この条例による改正前の門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例別表第1の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第17号

門真市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

門真市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第26号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和6年2月26日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）による地方公営企業法の一部改正に伴い、引用条項の整備を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

門真市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8</u> <u>第8項</u> の規定により、水道事業又は公共下水道事業の業務に従事する企業職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2</u> <u>第8項</u> の規定により、水道事業又は公共下水道事業の業務に従事する企業職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第18号

門真市水道条例の一部改正について

門真市水道条例（昭和40年条例第16号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和6年2月26日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）による水道法の一部改正に伴い、所要の規定整備を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市水道条例の一部を改正する条例

門真市水道条例（昭和40年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（工事の申込み） 第12条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 略	（工事の申込み） 第12条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第19号

令和5年度門真市一般会計補正予算（第10号）

令和5年度門真市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165,316千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,201,275千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和6年2月26日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	地方交付税	8,327,041	271,926	8,598,967
	1 地方交付税	8,327,041	271,926	8,598,967
14	国庫支出金	22,695,245	186,360	22,881,605
	2 国庫補助金	8,783,145	186,360	8,969,505
15	府支出金	5,068,720	101	5,068,821
	1 府負担金	3,542,483	101	3,542,584
18	繰入金	3,240,563	△408,516	2,832,047
	1 基金繰入金	3,240,563	△408,516	2,832,047
19	諸収入	697,098	95,145	792,243
	4 雑入	672,913	95,145	768,058
20	市債	8,061,721	20,300	8,082,021
	1 市債	8,061,721	20,300	8,082,021
歳 入 合 計		77,035,959	165,316	77,201,275

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	8,295,577	158,498	8,454,075
	1 総務管理費	7,186,579	147,256	7,333,835
	2 徴税費	556,390	8,778	565,168
	3 戸籍住民基本台帳費	371,095	2,464	373,559
3	民生費	36,134,082	17,047	36,151,129
	1 社会福祉費	14,826,201	16,924	14,843,125
	2 児童福祉費	8,561,007	123	8,561,130
7	土木費	11,327,137	0	11,327,137
	5 住宅費	3,897,966	0	3,897,966
8	消防費	1,830,772	△27,177	1,803,595
	1 消防費	1,830,772	△27,177	1,803,595
9	教育費	6,368,592	20,430	6,389,022
	2 小学校費	828,739	678	829,417
	3 中学校費	414,804	19,752	434,556
12	予備費	74,986	△3,482	71,504
	1 予備費	74,986	△3,482	71,504
歳 出 合 計		77,035,959	165,316	77,201,275

第2表 繰越明許費補正
追 加

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	2 徴税費	個人市民税課税事務	8,778
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務	13,332
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	24,874
7 土木費	2 道路橋りょう費	大阪モノレール門真市駅・（仮称）門真南駅間新駅設置事業	103,122
7 土木費	4 都市計画費	住宅市街地総合整備事業	447,052
7 土木費	4 都市計画費	庁舎エリア整備事業	56,694
7 土木費	5 住宅費	市営住宅維持管理事業	47,155
8 消防費	1 消防費	消火栓等整備事業	6,864
9 教育費	3 中学校費	中学校施設整備事業	19,752

第3表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度 額
市民公益活動支援センター指定管理委託（5）	令和5年度	千円
	）	18,000
	令和6年度	

第4表 地方債補正
変 更

起 債 の 目 的	補正前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
公 営 住 宅 整 備	千円 1,601,300	普 通 貸 借 又 証 券 発 行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ30 年以内に半年賦及び年 賦元利均等又は半年賦 及び年賦元金均等の方 法で償還する。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期間を短縮し、又は 繰上償還若しくは低利 に借換えすることがで きる。
学 校 教 育 施 設 等 整 備	952,200			
計	2,553,500			

補正後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
千円			
1,611,900	普 通 貸 借	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共	5年以内据置かつ30 年以内に半年賦及び年 賦元利均等又は半年賦 及び年賦元金均等の方 法で償還する。
961,900	又 は 証 券 発 行	団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期間を短縮し、又は 繰上償還若しくは低利 に借換えすることがで きる。
2,573,800			

1 総括
(歳入)

計 合 入 歳

(歳 出)

[illegible]

2 歳 入

1 0 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	8,327,041	271,926	8,598,967
計	8,327,041	271,926	8,598,967

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	3,304,300	165,799	3,470,099
5 土木費国庫補助金	4,165,978	10,690	4,176,668
6 教育費国庫補助金	27,903	9,871	37,774
計	8,783,145	186,360	8,969,505

1 5 款 府支出金

1 項 府負担金

1 民生費府負担金	3,518,131	101	3,518,232
-----------	-----------	-----	-----------

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	千円 271,926	普通交付税	千円

1 社会保障・税 番号制度シス テム整備費補 助金	2,464	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	
17 新型コロナウ イルス感染症 対応地方創生 臨時交付金	163,335	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援（低所得世帯支援枠）	14,286 149,049
79 地域居住機能 再生推進事業 補助金	10,690	公営住宅整備事業等補助金	
46 学校施設環境 改善交付金	9,871	第二中学校防犯機能強化事業交付金 第三中学校防犯機能強化事業交付金 第五中学校防犯機能強化事業交付金 第七中学校防犯機能強化事業交付金	2,328 2,486 2,656 2,401

95 介護保険料軽 減措置負担金	101	低所得者保険料軽減負担金	
---------------------	-----	--------------	--

1 0 款 地方交付税 1 4 款 国庫支出金 1 5 款 府支出金

15款 府支出金
1項 府負担金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
計	3,542,483	101	3,542,584

18款 繰入金
1項 基金繰入金

6 市営住宅建設基金繰入金	456,316	△18,516	437,800
8 財政調整基金繰入金	1,330,000	△390,000	940,000
計	3,240,563	△408,516	2,832,047

19款 諸収入
4項 雑入

2 雑入	672,184	95,145	767,329
計	672,913	95,145	768,058

20款 市債
1項 市債

5 土木債	3,738,500	10,600	3,749,100
7 教育債	1,200,000	9,700	1,209,700

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

1 市営住宅建設 基金繰入金	△18,516	市営住宅建設基金繰入金
1 財政調整基金 繰入金	△390,000	財政調整基金繰入金

80 施設型給付費 返還金	162	令和3年度施設型給付費返還分
99 雑入	94,983	くすのき広域連合負担金精算還付金 89,959 くすのき広域連合介護保険事業基金返還金 5,024

16 公営住宅建設 事業債	10,600	千石西町公営住宅再整備事業債
6 学校教育施設 等整備事業債	9,700	第二中学校防犯機能強化整備事業債 2,300 第三中学校防犯機能強化整備事業債 2,400 第五中学校防犯機能強化整備事業債 2,600

15款 府支出金 18款 繰入金 19款 諸収入 20款 市債

20款 市債
1項 市債

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
計	8,061,721	20,300	8,082,021

節		説	明
区 分	金 額		
	千円	第七中学校防犯機能強化整備事業債	千円 2,400

20款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22 減債基金費	0	147,256	147,256				147,256
計	7,186,579	147,256	7,333,835	0	0	0	147,256

2 款 総務費

2 項 徴税費

2 賦課徴収費	173,933	8,778	182,711				8,778
計	556,390	8,778	565,168	0	0	0	8,778

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	371,095	2,464	373,559	2,464 国庫支出金 2,464			
計	371,095	2,464	373,559	2,464	0	0	0

節		説 明
区 分	金 額	
25 積立金	千円 147,256	千円 ○施策評価対象外事業 減債基金積立事業 147,256 積立金 147,256 減債基金（流動資産） 147,256 基金積立金 147,256

13 委託料	8,778	○施策評価対象外事業 個人市民税課税事務 8,778 委託料 8,778 各種業務委託料（費用） 8,778 基幹税務システム改修業務委託料 8,778

13 委託料	2,464	○施策評価対象外事業 住民基本台帳事務 2,464 委託料 2,464 各種業務委託料（費用） 2,464 戸籍附票システム改修業務委託料 2,464

2 款 総務費

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	9,436,548	16,924	9,453,472				16,924
2 老人福祉費	2,792,660	0	2,792,660	101 府支出金 101			△101
計	14,826,201	16,924	14,843,125	101	0	0	16,823

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

2 児童措置費	6,636,878	123	6,637,001				123
---------	-----------	-----	-----------	--	--	--	-----

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
13 委託料	3,638	○障がい児（者）等への支援
		障がい者基幹相談支援センター運営事業 4,885
19 負担金補助及び交付金	13,286	委託料 970
		各種業務委託料（費用） 970
		基幹相談支援業務委託料 970
		負担金補助及び交付金 3,915
		負担金 3,915
		基幹相談支援業務負担金 3,915
		地域生活支援事業 12,039
		委託料 2,668
		各種業務委託料（費用） 2,668
		障がい者相談支援事業委託料 2,668
		負担金補助及び交付金 9,371
		負担金 9,371
		障がい者相談支援事業負担金 9,371

23 償還金利子及び割引料	123	○施策評価対象外事業
		施設型給付事務 123
		償還金利子及び割引料 123
		過年度過誤納還付 123
		子どものための教育・保育給付費国庫負担金過年度分返還金
		82

3 款 民生費

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	8,561,007	123	8,561,130	0	0	0	123

7 款 土木費

5 項 住宅費

1 住宅管理費	3,295,738	0	3,295,738	10,690	10,600	△18,516	△2,774
				国庫支出金	市債	繰入金	
				10,690	10,600	△18,516	
計	3,897,966	0	3,897,966	10,690	10,600	△18,516	△2,774

8 款 消防費

1 項 消防費

1 常備消防費	1,734,183	△27,177	1,707,006				△27,177
計	1,830,772	△27,177	1,803,595	0	0	0	△27,177

9 款 教育費

2 項 小学校費

1 学校管理費	828,739	678	829,417				678
---------	---------	-----	---------	--	--	--	-----

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		子どものための教育・保育給付費府費負担金過年度分返還金
		41

19 負担金補助及び交付金	△27,177	○消防・救急医療体制の充実
		消防活動事業 △27,177
		負担金補助及び交付金 △27,177
		負担金 △27,177
		守口市門真市消防組合負担金 △27,177

23 償還金利子及び割引料	678	○学校施設と教育環境の充実
		小学校施設整備事業 678
		償還金利子及び割引料 678
		過年度過誤納還付 678

3 款 民生費 7 款 土木費 8 款 消防費 9 款 教育費

9 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	828,739	678	829,417	0	0	0	678

9 款 教育費

3 項 中学校費

1 学校管理費	351,411	19,752	371,163	9,871	9,700		181
				国庫支出金	市債		
				9,871	9,700		
計	414,804	19,752	434,556	9,871	9,700	0	181

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		H 3 0 (R 1) ブロック塀冷房設備対応臨時特例交付金返還金
		678

13 委託料	2,259	○学校施設と教育環境の充実
		中学校施設整備事業 19,752
15 工事請負費	17,493	委託料 2,259
		各種業務委託料（資産） 2,259
		第二中学校オートロック門扉設置工事実施設計業務委託料 542
		第三中学校オートロック門扉設置工事実施設計業務委託料 565
		第五中学校オートロック門扉設置工事実施設計業務委託料 610
		第七中学校オートロック門扉設置工事実施設計業務委託料 542
		工事請負費 17,493
		工事請負費（資産） 17,493
		第二中学校オートロック門扉設置工事 4,116
		第三中学校オートロック門扉設置工事 4,410
		第五中学校オートロック門扉設置工事 4,704
		第七中学校オートロック門扉設置工事 4,263

9 款 教育費

1 2 款 予備費
1 項 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 予備費	千円 74,986	千円 △3,482	千円 71,504	千円	千円	千円	千円 △3,482
計	74,986	△3,482	71,504	0	0	0	△3,482

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

1 2 款 予備費

繰越明許費説明書

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	節	金額	繰り越すべき理由
2 賦課徴収費		千円 8,778	事業完了に日数を要するため
	13 委託料	8,778	

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	節	金額	繰り越すべき理由
1 戸籍住民基本台帳費		千円 13,332	事業完了に日数を要するため
	13 委託料	13,332	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	節	金額	繰り越すべき理由
2 予防費		千円 24,874	事業完了に日数を要するため
	2 給料	1,630	
	3 職員手当等	1,940	
	11 需用費	40	
	12 役務費	1,160	
	13 委託料	20,024	
	14 使用料及び賃借料	80	

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	節	金額	繰り越すべき理由
2 交通政策費		千円 103,122	事業完了に日数を要するため
	13 委託料	99,243	
	19 負担金補助及び交付金	3,879	

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

目	節	金額	繰り越すべき理由
7 住宅市街地総合整備事業費		千円 447,052	権利者との協議に日数を要するため
	13 委託料	67,873	
	15 工事請負費	43,787	
	17 公有財産購入費	164,319	
	19 負担金補助及び交付金	33,220	
	22 補償補填及び賠償金	137,853	

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

目	節	金額	繰り越すべき理由
10 庁舎エリア整備事業費		千円 56,694	権利者との協議に日数を要するため
	13 委託料	26,384	
	17 公有財産購入費	16,704	
	22 補償補填及び賠償金	13,606	

(款) 7 土木費

(項) 5 住宅費

目	節	金額	繰り越すべき理由
1 住宅管理費		千円 47,155	事業完了に日数を要するため
	15 工事請負費	47,155	

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

目	節	金額	繰り越すべき理由
3 消防施設費		千円 6,864	事業完了に日数を要するため
	19 負担金補助及び交付金	6,864	

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

目	節	金額	繰り越すべき理由
1 学校管理費		千円 19,752	事業完了に日数を要するため
	13 委託料	2,259	
	15 工事請負費	17,493	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の		当 該 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳			
		支 出 見 込 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
市民公益活動支援センター指定管理委託（５）	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
	18,000	-	-	令和５年度 ～ 令和６年度	18,000	-	-	-	18,000

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前々年度末 現在高	前年度末現在高 見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中起債 見込額	当該年度中元金 償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普通債	28,700,020	31,114,980	7,652,622	2,333,028	36,434,574
(1) 総務債	6,637,787	6,377,848	179,900	795,036	5,762,712
(2) 民生債	1,860,444	1,760,195	97,412	193,078	1,664,529
(3) 衛生債	2,122,470	1,971,918	2,378,600	222,311	4,128,207
(4) 商工債	—	—	8,100	—	8,100
(5) 土木債	3,081,820	3,820,924	2,137,200	244,654	5,713,470
(6) 公営住宅債	8,934,130	11,253,647	1,611,900	431,508	12,434,039
(7) 消防債	42,157	47,958	23,500	2,901	68,557
(8) 教育債	6,021,212	5,882,490	1,216,010	443,540	6,654,960
2. 災害復旧	8,713	7,826	—	1,112	6,714
(1) 衛生債	7,413	6,688	—	950	5,738
(2) 土木債	1,300	1,138	—	162	976
3. その他	23,417,300	22,006,172	429,399	2,039,142	20,396,429
(1) 減税補てん債	145,522	93,629	—	45,404	48,225
(2) 臨時財政対策債	23,117,878	21,758,643	429,399	1,993,738	20,194,304
(3) 減収補てん債	153,900	153,900	—	—	153,900
合 計	52,126,033	53,128,978	8,082,021	4,373,282	56,837,717

議案第20号

令和5年度門真市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度門真市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（継続費の補正）

第2条 令和5年度門真市水道事業会計予算第5条に定めた継続費を「別表継続費補正」のとおり廃止する。

令和6年2月26日 提出

門真市長 宮本 一孝

別表 継続費補正

廃止

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	泉町浄水場更新工事（土木・建築）	1,860,159 千円	令和5年度	0 千円
				令和6年度	170,369
				令和7年度	1,322,740
				令和8年度	141,616
				令和9年度	225,434
		泉町浄水場更新工事（機械）	749,564	令和5年度	0
				令和6年度	0
				令和7年度	0
				令和8年度	535,133
				令和9年度	214,431
		泉町浄水場更新工事（電気）	2,017,843	令和5年度	0
				令和6年度	0
				令和7年度	0
				令和8年度	1,117,337
				令和9年度	900,506

令和5年度

門真市水道事業会計補正予算(第2号)に関する
説明書

継 続 費 に 関 する 調 書

款	項	事業名	全体計画				前前年度 未までの 支払義務 発生額	前年度末 までの支 払義務発 生(見込) 額	当該年度 支払義務 発生予 定額	当該年度 末までの 支払義務 発生予 定額	翌年度以 降の支払 義務発生 予定額	継続 費の総額 に対する 進捗率	備考	
			年度	年割 額	同左財源内訳									
					企業 債	当年度損 益勘定留 保資金等								
資本的支出	建設改良費	泉町浄水場更新工事 (土木・建築)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%		
			5	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	廃止
		泉町浄水場更新工事 (機械)	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	廃止
			泉町浄水場更新工事 (電気)	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		6		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		7		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		8		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		9		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	廃止

議案第21号

令和5年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度門真市公共下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 令和5年度門真市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「不足する額1,996,510千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額95,926千円、過年度分損益勘定留保資金26,403千円、当年度分損益勘定留保資金1,353,374千円、繰越利益剰余金処分額161,261千円及び当年度利益剰余金処分額359,546千円」を「不足する額1,996,524千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額95,919千円、過年度分損益勘定留保資金26,403千円、当年度分損益勘定留保資金1,353,374千円、繰越利益剰余金処分額161,261千円及び当年度利益剰余金処分額359,566千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	2,939,514千円	136,700千円	3,076,214千円
第1項 企業債	2,689,200千円	136,700千円	2,825,900千円
	支	出	
第1款 資本的支出	4,936,024千円	136,714千円	5,072,738千円
第1項 建設改良費	2,128,310千円	136,714千円	2,265,024千円

（企業債の補正）

第3条 予算第6条の表中

「

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還の方法
-------	-----	-------	----	------	-------

流域下水道事業	千円 488,500	証書借入 又は 証券発行	8.0 以内	政 府 地方公共団 体金融機構 大阪府 銀 行 その他	40 年以内(うち据置 5 年 以内) 半年賦元利均等又は 元金均等償還。 なお、財政状況等により 必要に応じて繰上償還又 は低利債に借り換えるこ とができる。
計	2,689,200				

を

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	資金区分	償還の方法
流域下水道事業	千円 625,200	補正前と 同じ	補正 前と 同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
計	2,825,900				

に改める。

(利益剰余金の処分の補正)

第 4 条 予算第11条本文中当年度利益剰余金「359,552千円」を「359,566千円」に改め、第 1 号を次のように改める。

(1) 減債積立金 520,827千円

令和 6 年 2 月 26 日 提出

門真市長 宮本 一孝

令和5年度

門真市公共下水道事業会計補正予算(第3号)
に関する説明書

令和5年度門真市公共下水道事業会計補正予算(第3号)実施計画

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
			(千円)	(千円)	(千円)	
1. 資本的收入			2,939,514	136,700	3,076,214	
	1. 企業債		2,689,200	136,700	2,825,900	
		1. 建設改良企業債	2,689,200	136,700	2,825,900	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
			(千円)	(千円)	(千円)	
1. 資本的支出			4,936,024	136,714	5,072,738	
	1. 建設改良費		2,128,310	136,714	2,265,024	
		3. 流域下水道建設負担金	489,715	136,714	626,429	

令和5年度門真市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(千円単位)
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	405,466
減価償却費	2,030,337
固定資産除却費	25,000
退職給付引当金の増減額(△は減少)	8,790
賞与・法定福利費引当金の増減額(△は減少)	3,158
貸倒引当金の増減額(△は減少)	326
長期前受金戻入額	△ 701,963
受取利息及び受取利息配当金	△ 1
支払利息	459,811
未収金の増減額(△は増加)	123,913
未払金の増減額(△は減少)	△ 175
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 1
預り金の増減額(△は減少)	1,065
小計	2,355,726
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△ 459,811
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,895,916

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,635,909
無形固定資産の取得による支出	△ 569,482
国庫補助金による収入	213,304
受益者負担金等による収入	11,314
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,980,773

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入金による収入	7,900,000
一時借入金の返済による支出	△ 8,200,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	3,789,500
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 2,807,714
財務活動によるキャッシュ・フロー	681,786

資金増加額(又は減少額)	596,929
資金期首残高	122,514
資金期末残高	719,443

令和5年度門真市公共下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1.	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
	イ 土 地		12,239		
	ロ 構 築 物	101,819,454			
	構築物減価償却累計額	<u>△43,603,427</u>	58,216,027		
	ハ 工 具 、 器 具 及 び 備 品	12,949			
	工具、器具及び備品減価償却累計額	<u>△1,351</u>	11,598		
	ニ その 他 有 形 固 定 資 産	68,861			
	その他有形固定資産減価償却累計額	<u>△65,418</u>	<u>3,443</u>		
	有 形 固 定 資 産 合 計			58,243,307	
(2)	無 形 固 定 資 産				
	イ 施 設 利 用 権		<u>7,804,217</u>		
	無 形 固 定 資 産 合 計			<u>7,804,217</u>	
	固 定 資 産 合 計				66,047,524
2.	流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金			719,443	
(2)	未 収 金				
	イ 営 業 未 収 金	283,734			
	貸 倒 引 当 金	<u>△8,062</u>	275,672		
	ロ 営 業 外 未 収 金		46,924		
	ハ そ の 他 未 収 金		<u>30,419</u>		
	未 収 金 合 計			353,015	
(3)	貯 蔵 品			1,208	
(4)	前 払 金			<u>178,227</u>	
	流 動 資 産 合 計				1,251,893
	資 産 合 計				<u><u>67,299,417</u></u>

		負債の部			
		千円	千円	千円	千円
3.	固定負債				
(1)	企業債				
	イ建設改良企業債		36,920,775		
(2)	引当金				
	イ退職給付引当金		<u>47,977</u>		
	固定負債合計			36,968,752	
4.	流動負債				
(1)	企業債				
	イ建設改良企業債		2,934,017		
(2)	未払金				
	イ営業未払金	128,528			
	ロ営業外未払金	3,750			
	ハその他の未払金	<u>1,007,462</u>			
	未払金合計		1,139,740		
(3)	引当金				
	イ賞与引当金	13,629			
	ロ法定福利費引当金	<u>2,699</u>			
	引当金合計		16,328		
(4)	預り金				
	イ預り保証金	218			
	ロ預り金	<u>1,730</u>			
	預り金合計		<u>1,948</u>		
	流動負債合計			4,092,033	
5.	繰延収益				
(1)	長期前受金				
	イ国庫補助金	23,938,954			
	国庫補助金収益化累計額	<u>△10,331,736</u>	13,607,218		
	ロ府補助金	931,215			
	府補助金収益化累計額	<u>△722,629</u>	208,586		
	ハ他会計負担金	10,623,617			
	他会計負担金収益化累計額	<u>△5,744,447</u>	4,879,170		
	ニ受益者負担金	2,411,984			
	受益者負担金収益化累計額	<u>△1,096,581</u>	1,315,403		
	ホ受贈財産評価額	1,272,117			
	受贈財産評価額収益化累計額	<u>△304,550</u>	<u>967,567</u>		
	長期前受金合計			<u>20,977,944</u>	
	負債合計				<u><u>62,038,729</u></u>
		資本の部			
6.	資本金				
(1)	資本金			4,161,108	
7.	剰余金				
(1)	資本剰余金		12,239		
(2)	利益剰余金				
	イ当年度未処分利益剰余金	<u>1,087,341</u>			
	利益剰余金合計		<u>1,087,341</u>		
	剰余金合計			<u>1,099,580</u>	
	資本合計				<u>5,260,688</u>
	負債資本合計				<u><u>67,299,417</u></u>

I 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産の減価償却の方法

- ・ 減価償却の方法 定額法による。
- ・ 主な耐用年数

構築物	50年
工具、器具及び備品	5～10年

(2) 無形固定資産の減価償却の方法

- ・ 減価償却の方法 定額法による。
- ・ 主な耐用年数

流域下水道施設利用権	50年
ソフトウェア	5年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

なお、「職員の退職手当に係る取扱いに関する覚書」に基づき、職員の退職手当支給総額371,625千円のうち、一般会計及び水道事業会計が負担すると見込まれる金額の合計323,648千円を除き、公共下水道事業会計が負担すると見込まれる金額47,977千円を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によ

り、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、28,318,627千円である。

2 その他未処分利益剰余金変動額について

その他未処分利益剰余金変動額520,614千円は、令和4年度における資金的収入が資金的支出に対し不足する額に補てんするため減債積立金を取崩したものである。

III リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

3 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1 年内	2,996千円
<u>1 年超</u>	<u>6,383千円</u>
計	9,379千円

IV その他の注記

1 引当金の取崩し

(1) 退職給付引当金の取崩し

令和5年度において、退職給付引当金の取崩しは予定していない。

(2) 賞与引当金の取崩し

令和5年度において、期末手当及び勤勉手当の総額として40,870千円を支給するため、賞与引当金から10,991千円を取り崩す予定としている。

(3) 法定福利費引当金の取崩し

令和5年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の総額として7,934千円を支給するため、法定福利費引当金から2,179千円を取り崩す予定としている。

(4) 貸倒引当金の取崩し

令和5年度において、下水道使用料及び受益者負担金を不納欠損するため、貸倒引当金992千円を取り崩す予定としている。

令和5年度

門真市公共下水道事業会計補正予算(第3号)
附属書類

企業債の概況

科目	前々年度末 現在高	前年度末現在高 見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
	千円	千円	当該年度中起債 見込額	当該年度中元金 償還見込額	千円
企業債	39,487,213	38,873,006	3,789,500	2,807,714	39,854,792

資本的收入

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計
1. 資本的收入			千円 2,939,514	千円 136,700	千円 3,076,214
	1. 企業債		2,689,200	136,700	2,825,900
		1. 建設改良企業 債	2,689,200	136,700	2,825,900

(税 込)

各 目 説 明		
節	金 額	備 考
	千円	千円
1. 建設改良企業債	136,700	流域下水道事業債 136,700

資本的支出

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計
1. 資本的支出			千円	千円	千円
			4,936,024	136,714	5,072,738
	1. 建設改良費		2,128,310	136,714	2,265,024
		3. 流域下水道 建設負担金	489,715	136,714	626,429

各 目 説 明		
節	金 額	備 考
	千円	千円
1. 流 域 下 水 道 建 設 負 担 金	136,714	

